

議案下実九一号

三朝町職員の給与に關する条例の一部を次のよ
うに改正するものとす

昭和三十一年三月十六日提出

三朝町長 坂出 雅



原案可決

昭和三十一年三月十六日

議決

三朝町議会議長 天野 康



昭和三十一年三朝町条例第一号

号

三朝町職員の給与に關する条例の一部を改正する条例

三河町職員の給与に關する条例(昭和三十一年三河町条例
第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第二項中「百分の二百三十一」を「百分
の二百六十一」に改める

附 則

この条例は公布の日から起算して昭和三十一年五月
十五日から適用する

改正後の職員の給与に關する条例第二十条 第二
項の現定の昭和三十一年における適用については同

項中「百分の二百六十一」とあるのは「百分の二百三
十一」とある百分の二百六十一をこえない範囲内において

町長の定める割合とする

改正後の職員の給与に關する条例第二十条 第二

三

五

五

二項の規定による期末予当の額のうち改正前
の同項の規定により算出した額をこえる部分に
つらまは昭和三十一年に限り同条第一項の
規定にかかわらず十二月十五日から五日以内に
変更するものとす